

## 令和2年度スポーツ振興事業助成 配分基準（案）

**スポーツ振興基金助成金****1 スポーツ団体選手強化活動助成及びスポーツ団体大会開催助成**

「令和2年度スポーツ振興基金助成金募集の手引」に定める助成対象の要件に該当する事業について、令和2年4月時点での配分は留保する。

ただし、スポーツ団体大会開催助成については、「事業内容」「会計処理」の項目ごとに3段階評価を行い、各項目の合計で得点が4割以下の団体は不採択とする。また、「事業内容」がC評価の事業については、合計点にかかわらず不採択とする。

**2 アスリート助成**

次のア、イ及びウにより各競技団体に助成枠を配分し、JOC、JPC及び各競技団体の協議の上、JOC、JPCから推薦された候補者の中から助成決定者の選出を行うこととする。

ア 直近のオリンピック・パラリンピックや世界選手権等の成績を基に、以下の評価基準により算出した助成枠を各競技団体に配分する。

## ○評価基準

個人種目／団体種目（ペア含む）	チーム競技
1位～4位： <u>1枠／人</u>	1位～4位： <u>基準数A×1枠</u>
5位～8位： <u>0.5枠／人</u>	5位～8位： <u>基準数A×0.5枠</u>
	オリンピック・パラリンピック出場 可能国数以内の順位： <u>基準数A×0.33枠</u>
	※基準数Aは『スターティングメンバー数+控えメンバー数×0.2』（端数切上げ）

イ JSCユースアスリートの助成区分については、将来を見据えたユース層の強化を支援するため、各競技団体に最低「2枠」は助成枠を確保することとし、アの方法による配分の結果、助成枠が「2枠」に満たない団体に対しては、不足分を配分する。

ウ JOCエリートアカデミーを実施している競技団体において、ア及びイの方法による配分の結果、アカデミー生の人数に満たない場合、不足分を配分する。

なお、アスリート助成候補者の推薦期間を終了した後、上半期中に、競技団体やアスリートの責に帰さない、やむを得ない事情（他国のドーピングによる評価対象大会の成績繰上げ等）により、配分する助成枠数に変更となった場合には、下半期から助成枠を追加することとする。

**3 選手・指導者研さん活動助成（海外研さん活動、能力育成教育）**

助成対象者の決定に当たっては、JOC又はJPCにおいて各競技団体と協議の上、JOC又はJPCから推薦された候補者の中から行うこととする。

**競技強化支援事業助成金****1 スポーツ団体トップリーグ運営助成**

(1) 予算額は、275,000千円とし、1助成対象者当たりの助成金の上限額は、下表のとおりとする。

助成対象者	助成金の上限額
日本トップリーグ連携機構	35,000千円
日本トップリーグ連携機構の加盟団体	20,000千円

(2) 「令和2年度競技強化支援事業助成金募集の手引」に定める助成対象の要件に該当する活動については、すべて採択するものとする。

## スポーツ振興くじ助成金

「令和2年度スポーツ振興くじ助成金募集の手引」に定める助成対象の要件に該当する事業については、以下の配分基準に基づき採択するものとする。

### 1 基本方針

地方公共団体は、「事業内容」「PR協力」の項目ごとに3段階評価、スポーツ団体は、「事業内容」「PR協力」「会計処理」の項目ごとに3段階評価を行う。

各項目の合計で「得点が8割を超えた団体はA評価（助成対象額の100%）」「4割を超え8割以下の得点があった団体はB評価（助成対象額の80%）」「得点が4割以下の団体はC評価（不採択）」とする。

なお、「事業内容」がC評価の事業については、合計点にかかわらずC評価（不採択）とする。

### 2 事業別の基準

以下に掲げる事業については、事業の特殊性又は助成金の効率的な執行を促すなどの観点から、事業ごとの基準によるものとする。

- (1) 国民体育大会冬季大会競技会場整備事業  
当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。
- (2) 国民体育大会冬季大会の競技会開催支援事業  
当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。
- (3) スポーツ活動推進事業（マイクロバス設置事業以外）  
申請1年目の団体は、A・Bいずれの評価であっても、前年度の活動状況が不十分な場合は助成対象額の70%とする。
- (4) スポーツ活動推進事業（マイクロバス設置事業）  
現物給付であることから、助成対象額どおりとする。
- (5) ドーピング検査推進事業  
当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。
- (6) スポーツ仲裁等事業  
当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。
- (7) スポーツ指導者海外研修事業  
当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。
- (8) 国際競技大会開催助成  
総合競技大会、文部科学大臣が特に必要と認めた大会及びオリンピック・パラリンピック競技種目の国際競技大会については、当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。
- (9) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等開催助成  
当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。
- (10) スポーツによる被災地の子どもたちの心のケア活動等事業  
当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。